

横浜市火薬類取締法審査基準

横浜市消防局予防部保安課

令和5年3月

横浜市火薬類取締法審査基準 目次

1 . 火薬類の製造営業に係る許可	1
2 . 火薬類の販売営業に係る許可	2
3 . 火薬類の製造施設等の変更に係る許可	3
4 . 火薬庫の設置、移転、変更に係る許可	4
5 . 火薬庫の所有又は占有の免除に係る許可	5
6 . 火薬類の製造施設等の設置等に係る完成検査	6
7 . 火薬類の製造施設等の変更に係る完成検査	7
8 . 火薬類の譲渡、譲受に係る許可	8
9 . 火薬類の譲渡許可証、譲受許可証の書換	9
10 . 火薬類の譲渡許可証、譲受許可証の再交付	10
11 . 火薬類の輸入に係る許可	11
12 . 火薬類の消費に係る許可	12
13 . 火薬類の廃棄に係る許可	13
14 . 危害予防規程の制定又は変更に係る認可	14
15 . 保安教育計画の制定又は変更の認可	15
16 . 火薬類の製造施設等の保安検査	16
17 . 火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示	17
18 . 保安教育計画を定めるべき者の指定取消	18

※ 申請部数にあつては、窓口での提出の場合となります。

なお、電子申請による場合でも、公安委員会等に送付が必要な申請は、別途、紙による提出が必要になります。

1. 申請の要件		2. 根拠法令	
1. 火薬類の製造営業に係る許可		火薬類取締法 第3条	
3. 申請に関する説明			
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類の製造（変形又は修理含む。）営業をしようとする者は、製造所ごとに市長の許可を受ける必要があります。 申請者が火薬類取締法第6条各号のいずれも該当しないこと。 申請に係る製造施設の構造、位置及び設備並びに製造の方法が、それぞれ経済産業省令で定める技術上の基準と同等以上の性能を有し、製造の業を適確に遂行するに足る技術的能力があり、かつ、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障がないことが必要です。 			
4. 関係条文			
法	第6条 欠格事由 第7条 許可の基準 第13条 火薬庫の所有占有義務	施行令	第2条 製造営業の許可申請 第4条 定置式製造設備に係る技術上の基準 第4条の2 移動式製造設備に係る技術上の基準 第5条 定置式製造設備に係る製造方法の基準 第5条の2 移動式製造設備に係る製造方法の基準
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数
220,000 円		16 日	3 部
8. 告示又は通知			
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類取締法施行規則第31条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準（昭和35年通商産業省告示第76号） 火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年通商産業省告示第58号） 火薬類取締法施行規則第5条第1項第1号の3及び第19条第4項の規定に基づき可塑性爆薬に含める物質等を定める告示（平成9年通商産業省告示第548号） 火薬類取締法施行規則第5条第1項第20号の規定に基づく、火薬類の容器包装の基準を定める告示（平成10年通商産業省告示第149号） 製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（平成11年通商産業省告示第302号） 火薬類取締法施行規則第4条第1項第5号の2の規定に基づき、粉塵爆発の危険性の高い金属粉を定めた件（平成16年経済産業省告示第118号） 16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示（平成18年経済産業省告示第69号） 避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示（平成27年経済産業省告示第145号） 煙火等の製造所又は煙火火薬庫に設置する防爆壁等の基準について（昭和35年4月22日35軽局第392号） 火薬類取締法の改正について（昭和36年3月6日36軽第560号） 火薬類に関する対策の強化について（昭和50年2月28日50立局第128号） 保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）（平成16年9月16日平成16・08・06原院第1号） 16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）（平成18年6月30日平成18・06・23原院第2号） 火薬類取締法施行規則第4条第1項第13号の解釈について（内規）（平成18年9月19日平成18・08・17原院第1号） 火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（令和3年3月1日20210215保局第1号） 			
9. 審査する事項			
製造施設の構造、位置及び設備並びに製造の方法が、それぞれ経済産業省令で定める技術上の基準と同等以上の性能を有し、製造の業を適確に遂行するに足る技術的能力があり、かつ、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障がないか審査します。			

1. 申請の要件		2. 根拠法令	
2. 火薬類の販売営業に係る許可		火薬類取締法 第5条	
3. 申請に関する説明			
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類の販売の業を営もうとする者は、販売所ごとに市長の許可を受ける必要があります。 申請者が火薬類取締法第6条各号のいずれにも該当しないこと。 申請に係る販売の業を適確に遂行するに足る技術的能力があり、かつ、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障がないことが必要です。 			
4. 関係条文			
法	第6条 欠格事由	施行令	第10条 販売営業の許可申請
	第7条第1項 許可の基準 第3号第4号 第13条 火薬庫の所有占有義務		市細則
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数
<ul style="list-style-type: none"> 競技用紙雷管のみの販売営業 25,000 円 その他の販売営業 110,000 円 		15 日	3 部
8. 告示又は通知			
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類取締法の改正について（昭和36年3月6日36軽局第560号） 火薬類販売営業の定義について（昭和39年5月11日39軽局第176号） 火薬類に関する対策の強化について（昭和50年2月28日50立局第128号） 火薬類の販売営業の許可等について（平成元年7月1日元立局第230号） 火薬類取締法第5条及び第13条ただし書の解釈について（平成10年3月31日平成10・03・30立局第1号） 保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）（平成16年9月16日平成16・08・06原院第1号） 			
9. 審査する事項			
販売の業を適確に遂行するに足る技術的能力があり、かつ、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障がないか審査します。			

1. 申請の要件		2. 根拠法令	
3. 火薬類の製造施設等の変更に係る許可		火薬類取締法 第10条 第1項	
3. 申請に関する説明			
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類の製造業者が、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事（軽微な変更工事を除く。）、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、市長の許可を受ける必要があります。 申請に係る製造施設の構造、位置及び設備並びに製造の方法が、それぞれ経済産業省令で定める技術上の基準と同等以上の性能を有し、製造の業を適確に遂行するに足りる技術的能力があり、かつ、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障がないことが必要です。 			
4. 関係条文			
法	第7条 許可の基準	施行令	第4条 定置式製造設備に係る技術上の基準 第4条の2 移動式製造設備に係る技術上の基準 第5条 定置式製造設備に係る製造方法の基準 第5条の2 移動式製造設備に係る製造方法の基準 第7条 製造施設等変更の許可申請
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数
		14日	3部
8. 告示又は通知			
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類取締法施行規則第31条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準（昭和35年通商産業省告示第76号） 火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年通商産業省告示第58号） 火薬類取締法施行規則第5条第1項第1号の3及び第19条第4項の規定に基づき可塑性爆薬に含める物質等を定める告示（平成9年通商産業省告示第548号） 火薬類取締法施行規則第5条第1項第20号の規定に基づく火薬類の容器包装の基準を定める告示（平成10年通商産業省告示第149号） 製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（平成11年通商産業省告示第302号） 火薬類取締法施行規則第4条第1項第5号の2の規定に基づき、粉塵爆発の危険性の高い金属粉を定めた件（平成16年経済産業省告示第118号） 16歳以上18歳未満の者が消費を行うことができる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示（平成18年3月31日経済産業省告示第69号） 避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示（平成27年経済産業省告示第145号） 煙火等の製造所又は煙火火薬庫に設置する防爆壁等の基準について（昭和35年4月22日35軽局第392号） 火薬類取締法の改正について（昭和36年3月6日36軽第560号） 保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）（平成16年9月16日平成16・08・06原院第1号） 16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）（平成18年6月30日平成18・06・23原院第2号） 火薬類取締法施行規則第4条第1項第13号の解釈について（内規）（平成18年9月19日平成18・08・17原院第1号） 火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（令和3年3月1日20210215保局第1号） 			
9. 審査する事項			
製造施設の構造、位置及び設備並びに製造の方法が、それぞれ経済産業省令で定める技術上の基準と同等以上の性能を有し、製造の業を適確に遂行するに足りる技術的能力があり、かつ、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障がないか審査します。			

1. 申請の要件		2. 根拠法令																					
4. 火薬庫の設置、移転、変更に係る許可		火薬類取締法 第12条 第1項																					
3. 申請に関する説明																							
<ul style="list-style-type: none"> 火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備の変更（軽微な変更工事を除く。）をしようとする者は、市長の許可を受ける必要があります。 申請に係る火薬庫の構造、位置及び設備が、それぞれ省令で定める技術上の基準と同等以上の性能を有していることが必要です。 																							
4. 関係条文																							
法	第12条第3項 許可の基準	施行令	第13条 火薬庫の新設又は変更の許可申請 第22条 火薬庫構造等の技術上の基準 第32条 危険の虞のない場合の特則																				
			市細則																				
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数																				
<ul style="list-style-type: none"> 火薬庫の設置又は移転 73,000 円 火薬庫の構造又は設備の変更 8,300 円 		14 日	3 部																				
8. 告示又は通知																							
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類取締法施行規則第31条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準（昭和35年通商産業省告示第76号） 火薬類取締法施行規則第20条第5項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫の隔壁の基準（昭和49年通商産業省告示第52号） 火薬類取締法施行規則第23条第4項及び第7項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準及び火薬庫からもつぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離（昭和49年通商産業省告示第59号） 避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示（平成27年経済産業省告示第145号） 煙火等の製造所又は煙火火薬庫に設置する防爆壁等の基準について（昭和35年4月22日35軽局第392号） がん具煙火貯蔵庫相互の距離について（昭和49年5月29日通商産業省立地公害局保安課長通知） 火薬類取締法施行規則の一部改正について（平成6年7月29日6立局第230号） 火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（令和3年3月1日20210215保局第1号） 																							
9. 審査する事項																							
火薬庫の構造、位置及び設備が、それぞれ省令で定める技術上の基準と同等以上の性能を有しているか審査します。																							
<table border="0"> <tr> <td colspan="4">火薬庫構造等の技術上の基準</td> </tr> <tr> <td>1. 規則第24条 (地上式1級火薬庫)</td> <td>9. 規則第26条 (2級火薬庫)</td> <td>13. 規則第27条の4 (実包火薬庫)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 規則第24条の2 (地上覆土式1級火薬庫)</td> <td>10. 規則第27条 (3級火薬庫)</td> <td>14. 規則第28条 (煙火火薬庫)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 規則第25条 (地中式1級火薬庫)</td> <td>11. 規則第27条の2 (ピット式水蓄火薬庫)</td> <td>15. 規則第29条 (がん具煙火貯蔵庫および導火線庫)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 規則第25条の2 (地下式1級火薬庫)</td> <td>12. 規則第27条の3 (横穴式水蓄火薬庫)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				火薬庫構造等の技術上の基準				1. 規則第24条 (地上式1級火薬庫)	9. 規則第26条 (2級火薬庫)	13. 規則第27条の4 (実包火薬庫)		2. 規則第24条の2 (地上覆土式1級火薬庫)	10. 規則第27条 (3級火薬庫)	14. 規則第28条 (煙火火薬庫)		3. 規則第25条 (地中式1級火薬庫)	11. 規則第27条の2 (ピット式水蓄火薬庫)	15. 規則第29条 (がん具煙火貯蔵庫および導火線庫)		4. 規則第25条の2 (地下式1級火薬庫)	12. 規則第27条の3 (横穴式水蓄火薬庫)		
火薬庫構造等の技術上の基準																							
1. 規則第24条 (地上式1級火薬庫)	9. 規則第26条 (2級火薬庫)	13. 規則第27条の4 (実包火薬庫)																					
2. 規則第24条の2 (地上覆土式1級火薬庫)	10. 規則第27条 (3級火薬庫)	14. 規則第28条 (煙火火薬庫)																					
3. 規則第25条 (地中式1級火薬庫)	11. 規則第27条の2 (ピット式水蓄火薬庫)	15. 規則第29条 (がん具煙火貯蔵庫および導火線庫)																					
4. 規則第25条の2 (地下式1級火薬庫)	12. 規則第27条の3 (横穴式水蓄火薬庫)																						

1. 申請の要件		2. 根拠法令		
5. 火薬庫の所有又は占有の免除に係る許可		火薬類取締法 第13条 ただし書		
3. 申請に関する説明				
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類の製造業者又は販売業者は、専ら自己の用に供する火薬庫を所有又は占有する必要があります。ただし、土地の事情等によりやむを得ず火薬庫の所有又は占有することができない場合は、市長の許可により免除されます。 土地の事情等のためやむを得ない場合として、火薬庫を他者と共有すること、火薬庫を所有若しくは占有せずに販売事業が行えること、又は火薬庫外火薬類貯蔵場所のみで販売営業が行えることのいずれかに該当する必要があります。 				
4. 関係条文				
法		施行令	施行規則	市細則
				第4条 火薬庫の共同占有許可等
5. 手数料			6. 標準処理期間	7. 申請部数
			10日	2部
8. 告示又は通知				
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類取締法第5条及び第13条ただし書の解釈について（平成10年3月31日平成10・03・30立局第1号） 				
9. 審査する事項				
<p>土地の事情等のためやむを得ない場合として、火薬庫を他者と共有すること、火薬庫を所有若しくは占有せずに販売事業が行えること、又は火薬庫外火薬類貯蔵場所のみで販売営業が行えることのいずれかに該当しているか審査します。</p>				

1. 申請の要件		2. 根拠法令	
6. 火薬類の製造施設等の設置等に係る完成検査		火薬類取締法 第15条 第1項	
3. 申請に関する説明			
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類の製造営業若しくは火薬庫の設置又は移転の許可を受けた者は、火薬類の製造施設の設置又は火薬庫の設置若しくは移転の工事をしたときは、市長が行う完成検査を受ける必要があります。 製造施設については法第7条第1号、火薬庫については法第12条第3項の技術上の基準に適合し、かつ、許可申請の内容と相違がないかを確認します。 			
4. 関係条文			
法		施行令	第4条 定置式製造設備に係る技術上の基準 第4条の2 移動式製造設備に係る技術上の基準 第5条 定置式製造設備に係る製造方法の基準 第5条の2 移動式製造設備に係る製造方法の基準 第22条 火薬庫構造等の技術上の基準 第32条 危険の虞のない場合の特則 第41条 完成検査の申請等 第44条 完成検査の方法
		市細則	
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数
41,000 円		5 日 (検査日から)	2 部
8. 告示又は通知			
9. 審査する事項			
製造施設については法第7条第1号、火薬庫については法第12条第3項の技術上の基準に適合し、かつ、許可申請の内容と相違がないかを検査します。			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 完成検査 </div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>			
1. 火薬類取締法施行規則 別表第1 (製造施設) 2. 火薬類取締法施行規則 別表第2 (火薬庫)			

1. 申請の要件		2. 根拠法令		
7. 火薬類の製造施設等の変更に係る完成検査		火 薬 類 取 締 法 第 15 条 第 2 項		
3. 申請に関する説明				
<ul style="list-style-type: none"> 製造施設等の変更（製造施設の位置、構造若しくは設備の変更工事又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法の変更）の許可又は火薬庫の構造若しくは設備の変更（軽微な変更工事を除く。）の許可を受けた者は、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更又は火薬庫の構造若しくは設備の変更の工事をしたときは、市長が行う完成検査を受ける必要があります。 製造施設については法第7条第1号、火薬庫については法第12条第3項の技術上の基準に適合し、かつ、許可申請の内容と相違がないかを確認します。 				
4. 関係条文				
法		施行令	施行規則	市細則
			第4条 定置式製造設備に係る技術上の基準 第4条の2 移動式製造設備に係る技術上の基準 第5条 定置式製造設備に係る製造方法の基準 第5条の2 移動式製造設備に係る製造方法の基準 第22条 火薬庫構造等の技術上の基準 第32条 危険の虞のない場合の特則 第41条 完成検査の申請等 第44条 完成検査の方法	
5. 手数料			6. 標準処理期間	7. 申請部数
<ul style="list-style-type: none"> 製造施設等の変更の完成検査 41,000 円 火薬庫の変更の完成検査 23,000 円 			5 日（検査日から）	2 部
8. 告示又は通知				
9. 審査する事項				
製造施設については法第7条第1号、火薬庫については法第12条第3項の技術上の基準に適合し、かつ、許可申請の内容と相違がないかを検査します。				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 完成検査 </div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>				
1. 火薬類取締法施行規則 別表第1（製造施設） 2. 火薬類取締法施行規則 別表第2（火薬庫）				

1. 申請の要件		2. 根拠法令				
8. 火薬類の譲渡、譲受に係る許可		火薬類取締法 第17条 第1項				
3. 申請に関する説明						
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、市長の許可を受ける必要があります。 火薬類の譲渡又は譲受の目的が明らかであり、かつ、その譲渡又は譲受が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないことが必要です。 						
4. 関係条文						
法	第17条第2項 許可の基準	施行令	第2条 譲渡許可書等の返納	施行規則	第35条 譲渡の許可申請	市細則
	第50条の2 猟銃用火薬類の特則		第12条 猟銃用火薬等		第36条 譲受の許可申請	
5. 手数料			6. 標準処理期間		7. 申請部数	
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類の譲渡 1,200 円 火薬類の譲受 火工品のみ 2,400 円 その他の譲受25kg以下 3,500 円 その他 6,900 円 			7 日 (ただし、神奈川県公安委員会への意見の照会に要する期間は除く。)		3 部	
8. 告示又は通知						
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類の取締り強化について（昭和42年6月13日42化局第324号） 実包、空包等の火薬類の取り扱いについて（通達）（昭和43年9月3日43化局第435号） コンクリート破碎器の取扱いについて（昭和49年4月1日通商産業省立地公害局保安課長通知） 不用実包等の取扱いに係わる火薬類取締法令の規定の解釈について（平成19年7月27日付19保安第28号） 火薬類に関する対策の強化について（昭和50年2月28日50立局第128号） 						
9. 審査する事項						
火薬類の譲渡又は譲受の目的が明らかであり、かつ、その譲渡又は譲受が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないか審査します。						

1. 申請の要件		2. 根拠法令	
9. 火薬類の譲渡許可証、譲受許可証の書換		火薬類取締法 第17条 第7項	
3. 申請に関する説明			
<ul style="list-style-type: none"> 譲渡許可証又は譲受許可証の交付を受けた者で、その譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく交付を受けた市長に届け出て、その書換を受ける必要があります。 火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書の変更事項の欄に定められた事項についての申請であった場合は書換えを行います。なお、申請内容が、火薬類の譲渡、譲受の許可に係る変更であると認められた場合には、あらたに火薬類の譲渡、譲受の許可が必要となります。 			
4. 関係条文			
法	施行令	施行規則	市細則
		第38条の2 譲渡又は譲受許可証の書換の申請	
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数
		5 日	2 部
8. 告示又は通知			
9. 審査する事項			
申請内容が、火薬類の譲渡、譲受の許可に係る変更事項に該当するか審査します。			

1. 申請の要件		2. 根拠法令	
10. 火薬類の譲渡許可証、譲受許可証の再交付		火薬類取締法 第17条 第8項	
3. 申請に関する説明			
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類の譲渡許可証又は譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、その事由を具して横浜市長にその再交付を申請しなければなりません。申請内容が、許可時において、申請された内容と相違がないと認めた場合に再交付を行います。 			
4. 関係条文			
法	施行令	施行規則	市細則
		第39条 譲渡又は譲受許可証の再交付の申請	
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数
		5日	2部
8. 告示又は通知			
9. 審査する事項			
申請内容が、許可時において、申請された内容と相違がないか審査します。			

1. 申請の要件		2. 根拠法令		
11. 火薬類の輸入に係る許可		火薬類取締法 第24条 第1項		
3. 申請に関する説明				
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類を輸入しようとする者は、火薬類輸入許可申請書に火薬又は爆薬にあつてはその成分及び配合比、火工品にあつてはその構造及び組成を記載した書類を添えて陸揚地を管轄する市長に提出し、許可を受ける必要があります。 申請に係る火薬類の輸入の目的が明らかであり、かつ、その輸入が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないことが必要です。 				
4. 関係条文				
法	第24条第2項 許可の基準 第50条の2 猟銃用火薬類の特則	施行令	第12条 猟銃用火薬等	施行規則
			第46条 輸入の許可申請 第47条 輸入の届出	
5. 手数料		6. 標準処理期間		7. 申請部数
<ul style="list-style-type: none"> 火薬及び爆薬の数量 25kg以下 12,000 円 その他 25,000 円 		7 日		3 部
8. 告示又は通知				
<ul style="list-style-type: none"> 輸入煙火の取扱いの適正化について（昭和42年9月12日42化局第426号） 実包、空包等の火薬類の取り扱いについて（通達）（昭和43年9月3日43化局第435号） 火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和45年1月28日45化局第31号） がん具煙火の自主検査の受検の促進及びがん具煙火の輸入手続等について（昭和53年5月10日53立局第260号） 火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則の運用及び解釈の基準について（平成9年9月25日立局第1号） 火薬類取締法第24条（輸入）に係る解釈について（平成12年11月13日立局第1号） 				
9. 審査する事項				
火薬類の輸入の目的が明らかであり、かつ、その輸入が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないか審査します。				

1. 申請の要件		2. 根拠法令							
12. 火薬類の消費に係る許可		火薬類取締法 第25条 第1項							
3. 申請に関する説明									
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類を爆発又は燃焼させようとする者（廃棄するために火薬類を爆発又は燃焼させようとする者を除く。）は、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。 火薬類の爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量、実施方法が適正であり、かつ、その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないことが必要です。 									
4. 関係条文									
法	第25条第2項 許可の基準 第50条の2 猟銃用火薬類の特則 第26条 消費の技術上の基準	施行令	第12条 猟銃用火薬等 第48条 消費の許可申請 第49条 無許可消費数量 第50条 消費の技術上の基準						
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数						
<ul style="list-style-type: none"> 煙火の消費の許可 7,900円 		14日 (ただし、神奈川県公安委員会への意見の照会に要する期間は除く。)	3部						
8. 告示又は通知									
<ul style="list-style-type: none"> 16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示（平成18年3月31日経済産業省告示第69号） 火薬類取締法令の一部改正について（昭和28年8月25日28軽局第833号） 火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和39年12月10日39軽局第741号） 火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和45年1月28日45化局第31号） 火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和49年3月2日49立局第158号） 火薬類に関する対策の強化について（昭和50年2月28日50立局第128号） 火薬類取扱所の構造等の基準について（昭和55年12月2日55立局第513号） 噴出煙火に関する保安技術基準について（平成元年6月1日通商産業省通知） 火薬類取締法施行規則の一部改正に伴う解釈の運用について（平成7年11月15日7立局第500号） 火薬類の消費許可等について（平成9年3月17日9保安第19号） 保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）（平成16年9月16日平成16・08・06原院第1号） 16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）（平成18年6月30日平成18・06・23原院第2号） 煙火消費許可申請の手引き（平成20年4月神奈川県安全防災局工業保安課基準） 煙火消費における保安距離の基準（平成7年3月31日工保第268号 神奈川県工業保安課長通知） 火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（令和3年3月1日20210215保局第1号） 									
9. 審査する事項									
火薬類の爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量、実施方法が適正であり、かつ、その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないか審査します。									
消費の技術上の基準									
<table border="0"> <tr> <td>1. 規則第51条から第56条の規定による土木工事、土石採取その他の事業に係るものの火薬類の消費の基準</td> <td>3. 規則第56条の3の規定による建設用びょう打ち銃用空包の消費の基準</td> <td>5. 規則第56条の3の3の規定による発信器の消費の基準</td> </tr> <tr> <td>2. 規則56条の2の規定によるコンクリート破砕器の消費の基準</td> <td>4. 規則第56条の3の2の規定による模型ロケットに用いられる火薬類の消費の基準</td> <td>6. 規則第56条の4の規定による煙火の消費の基準</td> </tr> </table>				1. 規則第51条から第56条の規定による土木工事、土石採取その他の事業に係るものの火薬類の消費の基準	3. 規則第56条の3の規定による建設用びょう打ち銃用空包の消費の基準	5. 規則第56条の3の3の規定による発信器の消費の基準	2. 規則56条の2の規定によるコンクリート破砕器の消費の基準	4. 規則第56条の3の2の規定による模型ロケットに用いられる火薬類の消費の基準	6. 規則第56条の4の規定による煙火の消費の基準
1. 規則第51条から第56条の規定による土木工事、土石採取その他の事業に係るものの火薬類の消費の基準	3. 規則第56条の3の規定による建設用びょう打ち銃用空包の消費の基準	5. 規則第56条の3の3の規定による発信器の消費の基準							
2. 規則56条の2の規定によるコンクリート破砕器の消費の基準	4. 規則第56条の3の2の規定による模型ロケットに用いられる火薬類の消費の基準	6. 規則第56条の4の規定による煙火の消費の基準							

1. 申請の要件		2. 根拠法令		
13. 火薬類の廃棄に係る許可		火薬類取締法 第27条 第1項		
3. 申請に関する説明				
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類を廃棄しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。 火薬類の廃棄の場所、日時、数量又は方法が適当で、その廃棄に従事する者が火薬類の廃棄についての知識経験が十分であり、かつ、その廃棄が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないことが必要です。 				
4. 関係条文				
法	第27条第2項 許可の基準	施行令	第65条 廃棄の許可申請	市細則
	第27条の2 廃棄の技術上の基準		第66条 廃棄に関する技術上の基準 第67条	
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数	
		7日	3部	
8. 告示又は通知				
<ul style="list-style-type: none"> 不発弾等解撤工室等の構造、位置及び設備、製造方法並びに廃棄の方法に関する技術上の基準の細目を定める告示（平成19年10月24日経済産業省告示第269号） 火薬類取締法の改正について（昭和36年3月6日36軽第560号） 火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和45年1月28日45化局第31号） 不用実包等の取扱いに係わる火薬類取締法令の規定の解釈について（平成19年7月27日付19保安第28号） 火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（令和3年3月1日20210215保局第1号） 				
9. 審査する事項				
火薬類の廃棄の場所、日時、数量又は方法等が適当で、その廃棄が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないか審査します。				

1. 申請の要件		2. 根拠法令	
14. 危害予防規程の制定又は変更に係る認可		火 薬 類 取 締 法 第 28 条 第 1 項	
3. 申請に関する説明			
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類の製造業者は、保安の確保のための組織、方法等について記載した危害予防規程を定めたとき又は変更しようとするときは、市長の認可を受ける必要があります。 危害予防規程が火薬類取締法第7条第1号及び第2号の技術上の基準に適合していること並びに災害の発生の防止に適當であることが必要です。 			
4. 関係条文			
法	第28条第3項 認可の基準	施行令	第6条 危害予防規程
			市細則
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数
		10 日	3 部
8. 告示又は通知			
9. 審査する事項			
危害予防規程が法第7条第1号及び第2号の技術上の基準に適合していること並びに災害の発生の防止に適當であるか審査します。			

1. 申請の要件		2. 根拠法令	
15. 保安教育計画の制定又は変更に係る認可		火 薬 類 取 締 法 第 29 条 第 1 項	
3. 申請に関する説明			
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類の製造業者、販売業者又は消費者は、その従業者に対する保安教育計画を定めたとき又は変更しようとするときは、市長の認可を受ける必要があります。 保安教育計画が省令で定める保安教育の基準に適合していることが必要です。 			
4. 関係条文			
法	第29条第2項 認可の基準	施行令	第67条の2 保安教育計画の認可申請 第67条の3 保安教育計画 第67条の4 製造業者の保安教育の基準 第67条の5 販売業者の保安教育の基準 第67条の6 消費者の保安教育の基準
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数
		10 日	2 部
8. 告示又は通知			
<ul style="list-style-type: none"> 保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）（平成16年9月16日平成16・08・06原院第1号） 			
9. 審査する事項			
保安教育計画が省令で定める保安教育の基準に適合しているか審査します。			

1. 申請の要件		2. 根拠法令	
16. 火薬類の製造施設等の保安検査		火 薬 類 取 締 法 第 35 条 第 1 項	
3. 申請に関する説明			
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類の製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、火薬類の爆発又は発火の危険がある製造施設（特定施設）又は火薬庫並びにこれらの施設における保安の確保のための組織及び方法について、定期的に、市長が行う保安検査を受ける必要があります。 特定施設又は火薬庫が、法第7条第1号又は第12条第3項の技術上の基準に適合しているか、第28条第1項の認可を受けた危害予防規程に定められた事項のうち保安の確保のための組織及び方法に係るものとして経済産業省令で定めるものを実施しているかについて確認します。 			
4. 関係条文			
法		施行規則	市細則
		第44条の2 特定施設の範囲等 第44条の3 指定保安検査機関が行う保安検査の申請等 第44条の5 保安検査の方法	
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数
41,000 円		5 日（検査日から）	2 部
8. 告示又は通知			
8. 告示又は通知			
9. 審査する事項			
<p>特定施設又は火薬庫が、法第7条第1号又は第12条第3項の技術上の基準に適合しているか、第28条第1項の認可を受けた危害予防規程に定められた事項のうち保安の確保のための組織及び方法に係るものとして経済産業省令で定めるものを実施しているかについて検査します。</p>			
<p style="text-align: center;">保安検査</p> <p>-----</p>			
<p>1. 火薬類取締法施行規則 別表第3（製造施設） 2. 火薬類取締法施行規則 別表第4（火薬庫）</p>			

1. 申請の要件		2. 根拠法令	
17. 火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示		火薬類取締法 第11条 第1項 ただし書き	
3. 申請に関する説明			
<ul style="list-style-type: none"> 一定数量以下の火薬類を火薬庫外において貯蔵しようとするときは、貯蔵しようとする場所について市長の指示を受けなければなりません。 申請に係る火薬庫外貯蔵場所の位置、構造及び設備が、それぞれ技術上の基準と同等以上の性能を有していることが必要です。 			
4. 関係条文			
法	施行令	施行規則	市細則
		第15条 火薬庫外に貯蔵できる火薬類 第16条 火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準	第3条 火薬庫外貯蔵場所の指示申請
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数
		10日	2部
8. 告示又は通知			
<ul style="list-style-type: none"> 火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第15条の表に掲げるその他の火工品の数量（昭和49年2月15日通商産業省告示第51号） 火薬類取締法施行規則第15条第2項の規定に基づく火薬庫外において貯蔵することのできる信号焰管（平成9年9月26日通商産業省告示第547号） 火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和42年6月30日42化局第291号） 火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和42年12月20日42化局第648号） 火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和46年10月21日46保局第445号） 火薬類に関する対策の強化について（昭和50年2月28日50立局第128号） 火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和54年9月10日54立局第531号） 火薬類取締法施行規則の一部改正について（平成6年7月29日6立局第230号） 火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（令和3年3月1日20210215保局第1号） 			
9. 審査する事項			
火薬庫外貯蔵場所の位置、構造及び設備が、それぞれ技術上の基準と同等以上の性能を有しているか審査します。			

1. 申請の要件		2. 根拠法令			
18. 保安教育計画を定めるべき者の指定取消		火薬類取締法施行規則 第67条の7 第4項			
3. 申請に関する説明					
<ul style="list-style-type: none"> 保安教育計画を定める者として指定された消費者は、指定の要件を欠くに至ったと認めるときは、当該指定の取消しを申請することができます。 					
4. 関係条文					
法	第29条第4項 保安教育計画を定めるべき者の指定	施行令		施行規則	第69条第1項 取扱保安責任者等の選任基準等
					市細則
5. 手数料			6. 標準処理期間		7. 申請部数
			5 日		2 部
8. 告示又は通知					
9. 審査する事項					
保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者が規則第67条の7第1項又は法第29条第4項の指定の要件を欠くに至ったと認められるか審査します。					